○公告

毎週火・金曜日発行

年 11月5日 (火曜日)

> 所在地 名 称

防府市協和町一番一号

協和発酵バイオ株式会社山口事業所

令和 6

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 目 次

(環境政策課)一

힜

○告示

山口県告示第三百十二号

口

Щ

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基

山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部環境政策課において公衆の縦覧に供 評価に関する事項を記載した書面は、令和六年十一月五日から同月二十六日までの間、

令和六年十一月五日

山口県知事 村 岡 嗣

政

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 協和発酵バイオ株式会社

二 工場又は事業場の名称及び所在地 東京都千代田区大手町一丁目六番一号

			六	Hu	坐				<u>/</u> 4							
四七一ホ	"	"	"	"	四七一八	"	"	"	"	"	"	"	四 七 一 口	種類		三 特定施記
二、四〇〇	"	〇·二四	〇・七五	"	_	0.11	〇 四	〇 五	O·七	_	一· ○ 五	二. 四	二.八	能(***/時)	構	種類、構造及び使用時間間隔等特定施設に関する事項
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一一、二七	年予工事 月 月 日定手		時間間隔等
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	令 五 、 三 一	年予工 月 月 日定成	造	
"	"	"	"	"/	"	"	"	"	"	"	"	"	令和七、 一	年予使用開 日定始		
連続	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	断続	隔間		
二四時間	二一時間	一六時間	間二 ・ 六 時	一四時間	一五時間	間二 九 時	六時間	一〇時間	間二 七 時	間三 四 時	一〇時間	一二時間	一五時間	の日間用た	の	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	変動なし	動季 の 概 要 の 概 変		
	一	一	- ホ	の	四七一ホ 1、四〇〇 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	四七一六 1、四〇〇 /	四七一六 1、四〇〇 /	四七一六	四七一六	四七一六	四七一ホ	四七一ホ	四七-ホ	四日七一十	四七-ロ () () () () () () () () () (四七-ロ 一二 一二 一二 上 上 上 上 上 上 上 上 上

県

 \Box

Щ

()
排出さ
されるこ
77水等
汚水等の汚染状態の値及び汚水
柴 状態
の値及
及び汚
水等の
量

	"	"	"	"	四七	"	"	"	"	"	"	"	四		種	
_					七 ー ハ								四 七 一 口		類	
	"	111	"	四 · 五	111	六 · 五	六	六 五	八 · 五	111	六	七	三	通常	水 素 イ オ	
	"	"	八~二	五~四	四)一		六 五 五 五	ナ) 六	九.)八	四~二	六 五 · 五 五 · 五	七 六 五 五	四~二	最大	(水素指数)	汚
	100	五〇〇	六、九〇五	四六、	五二、五〇〇	五〇	 O O	五〇	三〇七・七	1,1100	四四四		一六六・七	通常	化学的酸素	水
	一 五〇	七五〇	一〇、三五八	000 六九、000	111111	八〇	一 五 〇	八〇	四六二	一、八〇〇	六七〇	一五〇	三五〇	最大	(mg/ℓ)	等の
		100		000 1111, 七00	七五〇二一、八〇〇	検出せず	五〇	"	検出せず	10	検出せず	五.〇	-1 0	通常	浮遊	汚
	五	五〇	1110	四九、〇〇〇	、七〇〇	検出せず	100	"	検出せず	1110	検出せず	100	1110		物 (mg/ℓ) 量	染
	五五五	二、七五〇	一、九三三	七、一〇〇	五、五〇〇	五〇	100	四〇	七・七	四 ()	四四四	100	一六・七	通常	室	状
	八〇	四、1110	一二、九〇〇	一〇、六五〇	八、二五〇	八〇	一 五 〇	六〇		八〇〇	七〇	一 五 〇	1110		(mg / ℓ)素	態の
		三五	二四二・九	七00	一、三五〇	 検出せず		 検出せず	〇 · 八	六四六・七			一六・七	通常		値
	11	三八	三六四	一、〇五〇) 二、〇二五	検出せず		検出せず		九七〇			二五五	最大	燐% mg / ℓ	
	0.	0 :1		0	0.11	"	"	0.	- · <u>=</u>		〇 九	0	O · 六	通常	汚水等の一日当たりの量	j () -
	0 · 1	0.11	二五五	0. 1	0.11	"	"	0.1	三 一 五	一.八		0 .	八 〇·七	最大	当たりの量 (m)	- 1)

/-	令和	6年1	1月	5		火曜日		山		П	ļ	Ŗ	幸	i	()	定期)	ĵ	第 5	52 号	
	No. 2 排 水	No.1 排 水		排水。		五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量	请 条 范	· 長冬 七 毀 叩 里 奄 殳	設	発酵洗液生物処理施	種類類		□ 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並び	最終沈殿処理施設	設 発酵洗液生物処理施	種類	一種類、構造及び使用時間間隔四 汚水等の処理施設に関する事項	備考()の表の備	"	四七一ホ
	六	П	通	口 水素		状態の値	処理後	処理前	処理後	処理前	項目		よる処理	<u></u> の の の の の の の の の の の の の	コンク	構	及び使用	の備考は、この	"	七
	八	七_	常最	(水素指数) イオン濃度	排	及び排出水	"	"	七	六	通水素イ	汚	前及び処理		クリート製	造	構造及び使用時間間隔等処理施設に関する事項	この表について		
-	"					が 量					水素指数が	1.0	一後の汚む			能	,	て準用する。	<u>八 (六</u> 三五	九≀五
		八 · 	常	化学的酸素要求量	水		"	八 \ 六 四 八 ·	二九九	七 二、000		水	小等の汚染	110,0	八、八	m³ /		0	五 · 七	"
		七五	大	要求量	の				九		通常 (コノ化) (コノ化) (コノ化)	等	米状態の値	沈	八〇〇	<u>日</u> 力			五〇	"
		四 五	通常	浮遊	汚		"	五五	六五〇		大道浮	0	値並びに活		物処	理 の 方			"	— 検 出 せ ず
	0			物 ng 質			"	四五.	<u> </u>	11100	常物。	汚	に汚水等の量	殿	理連	武 間使				ず
-	五 //	八〇人		量動植	染		"	八〇	1100	五 〇 〇	大量	染	量			用 時 隔間			"	
		出せず	大	動植物油脂類	状		"	"	検出せず	Ξ.	動植物油脂類 (ng/ ℓ)	状		"	続 二 四	の一使日			_	五〇
		三八・五	通常	窒	能		"	三八・五	一五七:五	九七八八)類通 窒	能			時間	用当 時た 間り			四	
			最大	ng / e 素	0)						常 最 mg	の		"	変動な	概 季節的変動の			10 /	// 検
-	<u> </u>	七0	通		値			七0	五	一、三二五三七・七八	大党素通	値			し					出せず
	<u>-</u>	<u>.</u>	常最富	燐ル ng	,,_			· -	六八八		常機加加			Ē	Æ	年 月 日			"	検出せず 検出せず
-	〇 五	==		<u>(</u>	Ŀ		"	二		 	大色									ず
	1 11110	六六、三〇三	通常	排出水の一日当たりの量	F		"	六六、三〇三	"	七、三二九	通常量	が (() ()				年 月 日			<u>一</u> 四	<u> </u>
	三五〇	一七九、六四五	最大	三たりの量 (m)			"	一七九、六四五	"	八、八一九	最大の量(m)			111111	л Z	年 月 日			一六・七	三·六

 \Box

山

山口県告示第三百十三号

路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

て一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和六年十一月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課におい

令和六年十一月五日

道路の種類 般国道

道路の区域

線

名

四三四号

山口県知事 村 尚 嗣

政

ダ ブ ル ウ ェ イ

下関市吉田土地改良区 退任した役員 監

事 大畑

豆 下関市王喜本町一丁目一一番四九号

所

土地改良区の名称

氏

住

下関市吉田土地改良区 監理 事事 の 別 監 事

野上

晋介 名

下関市王司本町四丁目三番二六号

令和六年十一月五日

山口県知事

村 尚

嗣

政

改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、

土地

(一八七) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

就任した役員

土地改良区の名称

監理 事事 別

氏

名

住

所

一月五日発行 発発

令和六年十一 十二年十一

行行 人所 山山

口口 県 知

事庁